

給与の種類		支給条件		支給日	備考	
		支給対象者	支給率又は支給額			
手 殊 勤 務 手 当	5	(3) 対外運動競技等の生徒引率による指導業務	日額 1,200円	同上	53.7.14	
		(4) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務	日額 500円			
	教育業務連絡指導手当	県立学校及び市町村立学校の教諭のうち教務その他の教育に関する業務の連絡、調整、指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとされた業務に従事したとき	日額 200円	同上	52.4.1	
	へき地公署勤務職員の手当 (へき地学 校長期勤 務手当)	職員が次の公署(学校)に次の期間を超えて勤務したとき。 特地方公署級別(へき地学校級別) 期間			翌月の給料 支給日	52.4.1
		2 級 (1 級) 4年	月額 2,500円			
		3 級 (2 級) 3年	月額 3,800円			
		4 級 (3 級) 3年	月額 5,100円			
	5、6級 (4、5級) 2年	月額 6,300円				
	特殊教育諸学校勤務手当	盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する職員(給料の調整額、給料の特別調整額の支給を受ける者を除く)が当該職務に従事したときに支給される。	月額 4,200円	同上	同上	
	栄養管理業務手当	栄養士である職員が調理室内において栄養管理業務に従事したときに支給する。	日額 200円	同上	同上	
調理給食等作業手当	主任調理員、主任給食員、調理員又は給食員が調理、給食等の業務に従事したとき。	月額 4,200円	同上	同上		
6	特地方勤務手当等 (へき地手 当等)	山間地その他交通の著しく困難な地に所在する公署として人事委員会規則で指定する公署に勤務する職員。	6 級(5)(給料+教職調整額+扶養手当)×25% 5 級(4) 同 上 ×20% 4 級(3) 同 上 ×16% 3 級(2) 同 上 ×12% 2 級(1) 同 上 × 8% 1 級(準1) 同 上 × 4%	給料の支給日	34.4.1	
		特地方公署又は準特地方公署への異動に伴って住居を移転した職員には、特地方勤務手当に準ずる手当が支給される。(6年間)	(給料+教職調整額+扶養手当)×4% 〔異動の日から起算して5年に達した後は2%〕	同上	45.5.1	
7	超過勤務手当 休日給	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員。 ○午後10時から午前5時の勤務	1時間の額 $= \frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.5}{52 \times 43}$	翌月の給料 支給日		
○上記以外の時間の勤務	1時間の額 $= \frac{(\text{給料}) \times 12 \times 1.25}{52 \times 43}$					
○休日の勤務						
8	宿直手当	宿直又は日直勤務等を命ぜられた職員。 宿直又は日直 土曜日の半日直	1回につき2,800円(59.4.1から2,900円) 1回につき1,400円(59.4.1から1,450円)	同上		
9	期末手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。	(給料+教職調整額+扶養手当) ×期間率			
		3月1日	50 100	3月15日	44.4.1	
		6月1日	140 100	6月30日 (59.5.1改定)	49.9.1改定	
		12月1日	190 100	12月10日 (59.5.1改定)	53.12.23 改定	